

令和2年税制改正にそなえ 経済産業省要望を確認する

税金に携わる多くの人たちにとって、税制改正は毎年的一大イベントです。新法が施行される4月が本番だとすると、その前哨戦となるのは、新法施行の前年12月に与党から発表される税制改正の大綱と言っても過言ではないでしょう。

税制改正の大綱は各省庁の要望を基礎にして作成されますが、その要望のなかでもひととき注目されるのが経済産業省の要望です。連結納税制度の見直しが新聞紙面を賑わせている昨今ですが、今回のエクラ通信では、来月に迫った税制改正大綱発表を前に、経済産業省令和2年の要望を予習してみたいと思います。

過去に経済産業省が提出した要望と実現した税制

過去に経済産業省が提出した要望で実現したものには、中小企業投資促進税制や所得拡大促進税制が記憶に新しいところです。また平成30年税制改正では法人版事業承継税制の特例措置、令和元年は個人版事業承継税制が実現しました。

令和2年の要望

令和2年の要望には4つの柱があります。

- | |
|------------------------------------|
| ① 新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープン・イノベーションの促進 |
| ② 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上の促進 |
| ③ 自由の下でのエネルギー安定供給の確保 |
| ④ グローバル化・デジタル化に対応した事業環境の整備 |

④は近年の税制改正の常連という印象があり、継続して動向を注視する必要があるテーマと思われる。また③の省エネ・再エネ投資についても、平成30年に同様の要望が提出されており、継続して検討されるべきトレンドの問題であることは明らかです。

ここで特に注目するのは

②の要望には、法人版事業承継税制や個人版事業承継税制に続く第3弾の措置として、後継者不在の中小企業について株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者への事業承継を促進するために新たな措置を講じることが記載されています。

これまでの事業承継税制が、事業体そのものを継続させていくことを目的とした税制であったことに比べると、今回の要望が目的とするのは技術やノウハウ、販路の継続であると予想されます。そのため組織再編税制との抵触が注目されます。

税制改正大綱が発表された後に再度検討予定

冒頭でも述べましたが、連結納税制度が令和2年度税制改正の超目玉になることは周知の事実です。

2年ほど前になりますが、高名な税法の学者が現行の連結納税制度の非効率性を訴えるのを拝聴した際に、私はここまで具体的な議論に至ると予想していませんでした。

改めて大綱が発表された際には、連結納税制度の改正点についてコメントしてみたいと思います。